

## 【補足】

消防計画・予防規程に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策について

①記載例に定める以外の事項について、各事業所において必要だと思われる事項がありましたら追加、修正しても構いません。

また、事業所等でさらに個別に安全確保対策等を定める場合は、安全対策等を別に定める旨を記載して下さい。

②「第◆章」、「第◆条」の◆の部分にあつては、元となる消防計画、予防規程に合わせて適切に修正して下さい。

③「地震防災隊組織表」を作成するにあたり、なるべく既存の消防計画や予防規定に定める組織と同様の役割を担うような組織として下さい。

④避難経路図は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対応した避難経路として下さい。  
(記載例は青森市が公表している「青森市津波ハザードマップ」を引用しています。)

【すでに予防規程を定めている事業所は下記の点にも留意して作成して下さい】

④予防規程の作成にあつては、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」(平成 24 年 8 月 21 日付け消防危第 197 号)において、地震が発生した場合や、地震に伴う津波が発生し、または発生するおそれがある場合における施設等の点検、応急措置等に関する内容が予防規程に盛り込まれていると思いますので、作成済みの内容との整合性に留意して下さい。

⑤前述の④で定める応急措置等にあつては、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。

また、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。

【消防において消防計画や予防規程の変更を行ったあとは…】

変更後の消防計画・予防規程の写しを、事業所を管轄する市町村長に写しを送付しなければなりません。その際は、「送付書(様式 3)」に消防に提出した消防計画・予防規程の写しを添えて、各市町村の担当課へ 1 部を提出して下さい。